

令和8年度 後期分授業料免除申請のしおり

このしおりの適用者は、

「**大学院生**」,「**特別専攻科生**」,「**外国人留学生**」です。

学部生の「日本学生支援機構の給付奨学金」に連動した授業料免除には適用されません。

和暦は必要に応じて西暦に読み替えてください。 令和8年→2026年, 令和7年→2025年, 令和6年→2024年

1. 授業料免除制度について

「経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者」又は「次の特別な事情により授業料の納入が著しく困難な者」について、本人の申請に基づき審査選考の上、当該授業料を免除(全額, 半額又は一部)する制度です。

(特別な事情)

①申請前6か月以内において学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合

②「①」に準ずる場合であって学長が相当と認める場合

※本学では次のとおりとしています。

(ア)生活保護法による被保護世帯の場合

(イ)本人の学資を主として負担している者が、6か月以上の療養者の場合

(ウ)本人の学資を主として負担している者が、身体障害者の場合

(エ)本人の学資を主として負担している者が、申請前6か月以内に倒産又は失職した場合

(オ)その他、上記に準ずると判断された場合 (事前に学生支援課 奨学支援係へ相談してください。)

③学生又は学資を主として負担している者が、大規模な災害により災害救助法適用地域において被災した場合 (事前に学生支援課 奨学支援係へ相談してください。)

2. 申請書類の受付について

申請期間

令和8年9月17日(木)～10月14日(水) ※土日祝日は除く

受付時間

8:30～17:00(窓口時間厳守)

受付場所

学生支援課 奨学支援係(学生サポートセンター緑①窓口)

※申請は、必ず学生本人が行ってください。提出された書類の聞き取りをしますので、家計状況等の内容が説明できるようにしておいてください。家族の転職等について知らされていない場合や、パートの状況(始めた/辞めた)を知らされていない場合もあるため、必ず家計支持者に確認してください。令和7年1月2日以降に転職職が複数回ある場合は、時系列がわかるようにA4サイズのメモを提出してください。

※病気などで本人が申請できない場合は、その旨を必ず申請期間内までに申し出てください。

3. 選考結果の決定時期

選考結果は12月中旬から1月中旬頃までに学生支援課から通知する予定です。

※郵送の場合は学務ネットの登録住所宛となりますので、住所を変更した場合は、必ず申請受付時までに教務企画課で変更手続きをしておいてください。

申請者について、免除結果を通知するまでは、授業料の納入は一旦猶予されます。結果が出る前に授業料を納めてしまった場合は、たとえ全額免除となった場合でも返還はできませんので、ご注意ください。

4. 申請における注意事項

【各期の申請基準日】 前期分授業料免除・・・4月1日／ 後期分授業料免除・・・10月1日

・授業料免除は、本人の申請に基づき、半期(前期, 後期)ごとに選考します。予算の範囲内で実施するため、前期と後期で必ず同じ結果となるとは限りません。学年の進級時は、改めてすべての書類の提出が必要です。

「前期分授業料免除」の申請をした場合でも後期に授業料免除を希望する場合は、改めて「後期分授業料免除」の申請が必要です。

(前期申請時から後期申請時までの間、家計状況・家族状況等に全く変更がない場合は、必要最小限の書類の提出で済みます。)また、「前期申請」時から申請内容が変化した場合は、変更申請をすれば問題ありません。

・免除許可決定後、申請書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消すこともありますので、ご注意ください。

- ・本学に在籍する兄弟姉妹で2人以上申請する場合は、所得証明書等の原本は、年長者のみ提出し、他の申請者はコピーの提出を可とします。コピーの右上に年長者の学籍番号及び氏名を必ず記入してください。）
- ・申請にあたり不明な点がありましたら、記入上の注意事項やQ&Aを参考にしてください。その上で確認したいことがありましたら、下記担当係まで問い合わせてください。
- ・書類への記入はペン又はボールペンで記入し、間違えた場合は修正液は使わずに二重線で訂正してください。（訂正印はいりません）。申請書類の記入欄は必ず学生本人が記入してください。
- ・住民票などを取得する際は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを取得してください。
- ・提出された資料は、免除及び奨学金の選考のみに使用し、他の目的に使用することはありません。
- ・申請内容について問い合わせを行う場合があります。大学からの電話に出られなかった場合は、速やかに連絡してください。（担当係の電話番号を登録しておいてください。）

【担当係】愛知教育大学 学生支援課 奨学支援係
住所：〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
TEL：0566-26-2184

5. 審査について

- ・審査は、家計及び学力の両基準を対象とします。家計審査は同一生計家族全員の全ての収入を対象とします。（家計基準及び学力基準は、ホームページに掲載しています。）
- ・家計審査は、令和8年10月1日現在の家族状況を基に、令和7年分（1月～12月）の収入状況により審査します。ただし、令和7年1月2日以降申請時まで転退職や就職した場合は、申請時における状況で審査を行います。
- ・**虚偽の申告をした場合は、申請を取り消し、以降の申請もできなくなります。**

6. 免除申請が可能な年数及び留年者等について

授業料免除は、原則として修業年限（入学してから、大学院生は2年間（例外あり）、特別専攻科生は1年間、学部生は4年間）以内しか申請できません。
ただし、在学中の留学や病気等による休学など特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、事前に申請可能かどうかを必ず授業料免除窓口で確認してください。

7. その他

- ・世帯構成員の確認について

免除申請で提出する書類は、同一生計である家族についてのものが必要となります。

【同一生計とは】・・・同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者
申請者又は家計支持者と同居している者

※同一の住居に居住している家族は、書類上の扶養関係の有無に関わらず、原則として同一生計者とします。

※所得（課税）証明書・源泉徴収票・確定申告書等に記載された被扶養者は同一生計者とします。

8. 学生寮に居住する学生について

授業料免除申請をした学生のうち学生寮に居住する学生については、授業料免除の結果が全額免除となった場合は、寄宿料が半額に免除されます。「申請の調書」の寄宿料免除を申請するに○を付して提出してください。
免除結果が出るまでは、寄宿料の半額（7,500円）のみの引落となり、全額免除とならなかった者については、結果通知後に遡って数ヶ月分が引き落としされます。

①－１ 前期の免除申請をした者のうち**変更がない**場合

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」 申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち 全額免除適格者で免除を受けられなかった者 に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
後期授業料免除申請に係る申告書(☆)	○「申請内容に変更はありません」に☑して提出してください。
令和8年度(令和7年分)所得課税証明書	※市区町村役場で発行される、令和7年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている所得課税証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの。省略されているものは受付できません 。発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、同一生計の家族全員分 (申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和7年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得課税証明書発行不可のため)

①－２ 前期の免除申請をした者のうち**変更がある**場合

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」 申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち 全額免除適格者で免除を受けられなかった者 に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
後期授業料免除申請に係る申告書(☆)	○「前期申請内容に変更が生じた」事項に☑して提出してください。 ※変更申請をする場合は、4～6ページ【収入状況の確認書類】、6～8ページ【世帯の構成員の状況に応じて提出する書類】のうち、変更があった事項に関して必要書類を提出してください。
令和8年度(令和7年分)所得課税証明書	※市区町村役場で発行される、令和7年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている所得課税証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの。省略されているものは受付できません 。発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、同一生計の家族全員分 (申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和7年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得課税証明書発行不可のため)
申請の調書(授業料免除用)(☆)	10月1日現在の状況(見込みを含む)について、記入例やQ&Aを参照し申請者本人が記入
授業料(入学金)免除提出書類確認票(☆)	「全員提出する書類」は揃っているか、「収入状況の確認書類」及び「世帯の構成員の状況に応じて提出する書類」が準備できているかを確認して、提出する書類にチェックしてください。

② 前期にこの免除申請をしていない者が全員提出する書類

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち全額免除適格者で免除を受けられなかった者に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
申請の調書(授業料免除用)(☆)	10月1日現在の状況(見込みを含む)について、記入例やQ&Aを参照し申請者本人が記入
令和8年度(令和7年分)所得課税証明書	※市区町村役場で発行される、令和7年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている所得課税証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの。省略されているものは受付できません 。発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、 同一生計の家族全員分(申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和7年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得課税証明書発行不可のため)
授業料(入学料)免除提出書類確認票(☆)	「全員提出する書類」は揃っているか、「収入状況の確認書類」及び「世帯の構成員の状況」に応じて提出する書類が準備できているかを確認して、提出する書類にチェックしてください。

収入状況の確認書類 (所得が複数ある場合は、それぞれ該当の書類が必要です。)
 ※同一生計の家族全員分の全ての収入に関して、該当書類を申告してください。

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

それぞれの区分に対して ●・・・必ず提出する書類、○・・・該当する場合のみ必要な書類

区 分	必 要 書 類	交 付 先
給与所得として区分されるもの(パート・アルバイト含む)	●令和7年分の源泉徴収票(写) ・令和7年中の全ての給与収入(アルバイトも含む)に関する源泉徴収票を提出してください。 源泉徴収票がない場合は、勤務先に発行を依頼してください。紛失した場合も、再発行を依頼してください。 ・学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です。 大学院・特別専攻科の学生は本人分も提出してください。 ※2ヶ所以上の勤務先から給与の支給があり、確定申告を行った場合は、確定申告書(控)(第一表・第二表)(写)も併せて提出してください。	勤務先等
	●「給与等支給(見込)証明書」(☆) ・令和7年1月2日以降に就職、転職した場合、同じ勤務先でも雇用形態が変更となった場合、令和8年10月現在勤務しているものについて、提出してください。(9月または10月中に採用となる場合で、受付期間に間に合わない時は、発行され次第提出してください。) ・申請時に既に退職している勤務先については、不要です。 ・学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です。 大学院・特別専攻科の学生は本人分も提出してください。 注意:源泉徴収票では、1年間分の給与支払額が確認できません。	
	●年金等に関する申立書(☆) ●年金支払(振込)通知書(写)又は年金改定通知書(写)の最新のもの ・複数の年金を受給している場合は、全ての年金について提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給、個人年金なども含みます。	日本年金機構 総務省 保険会社 等

区分		必 要 書 類	交 付 先
給与所得として区分されるもの (パート・アルバイト含む)	失業給付金	●雇用保険受給資格者証の表面及び裏面(写)	公共職業安定所
	傷病手当金	●傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	児童手当 児童扶養手当 遺児手当	●世帯状況等申立書(☆) ●受給者、対象者及び手当額の確認できる通知書(写)	市区町村役場
	育児休業給付金	●育児休業給付金支給決定通知書(写)	市区町村役場
	生活扶助料 (生活保護世帯)	●生活保護決定(変更)通知書(写)又は生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額が確認できるもの	保健福祉事務所 等
給与所得以外として区分されるもの	商業・工業・個人経営・農業・林業・水産業・外交員・不動産・利子・配当・内職・講演料・原稿料・家庭教師・委託業務等	【確定申告をしている場合】 ○令和7年分確定申告書(控)第一表及び第二表(写) ・税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受付結果(受信通知)を提出) 【市民税・県民税の申告をしている場合】 ○令和7年度市区町村・県民税申告書(控)(写) ・市町村役場の受付印のあるもの 【令和7年1月2日以降に開業・転業した場合】 【確定申告も市民税・県民税申告もしていない場合】 ○給与所得以外の所得(見込)申立書(☆)	税務署 市区町村役場
	臨時収入 (退職金・保険金・資産譲渡所得・山林所得・学資保険 等) ただし、令和7年10月～令和8年3月に受け取った臨時所得について、前回申請時に判明しておらず算入されなかった場合は、今回算入しますので、書類を提出してください	【退職した場合】 ○「退職に関する証明書(申立書)」(☆) ・以下の期間以降に退職(定職・パート・アルバイト等)したことがある場合、提出が必要です。退職した勤務先に依頼するか、これによりがたい場合は、退職した本人が自分で必要事項を記入し、申告してください。 授業料免除申請の場合・・・令和8年4月以降の退職が対象 ・申請者本人のアルバイトについては、不要です。 【その他】 ○支払金額及び支払年月日が確認できる書類(写) ・確定申告をしている場合は、令和7年分確定申告書(控)(写)を併せて提出してください。 ・保険金は、死亡保険金のほかに満期金や給付金等の支払も含みます。 ・支払年月日確認のため、対象期間より前の収入についても提出をお願いします。 ・在学生の場合、以前の申請で申告していない臨時収入がある場合は、対象期間外の収入であっても、今回の申請で算入する場合があります。 授業料免除申請の場合・・・令和8年4月以降の臨時収入が対象	勤務先 保険会社 税務署 市区町村役場 等
同一生計者以外からの援助		●世帯状況等申立書(☆) ・養育費、親戚・知人から援助を受けている場合は提出してください。	家計支持者の申し立て

区 分	必 要 書 類	交 付 先
無職・無収入者	●無職無収入の申告書(☆) ・18～59歳までの方について、提出してください(ただし、本人を含む就学者については提出の必要はありません)。 ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦(家計支持者が別にいる場合)、60歳以上の方は除きます。	家計支持者の申し立て
同一生計者のうち60歳以上の者	●年金等に関する申立書(☆)・・・受給の有無を申告してください。 ・60歳以上の者については、年金の受給の有無にかかわらず必ず提出してください。	家計支持者の申し立て
給付型奨学金受給者 ※給付型奨学金とは、卒業後返還する必要のない奨学金です	●奨学生証 等(奨学団体名、給付金額、受給期間の確認できるもの)(写) ・「日本学生支援機構給付奨学金」及び「愛知教育大学奨学金 ひらく奨学金」については、添付不要です。	奨学団体

世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

※以下の区分に該当する場合は、「申請の調書」に必要事項を記入のうえ、該当する必要書類を提出してください。

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

それぞれの区分に対して ●・・・必ず提出する書類、○・・・該当する場合のみ必要な書類

区 分	必 要 書 類	交 付 先
高校生以上の就学者 ※申請者本人を除く	●在学状況等証明書(☆) ・兄弟姉妹に大学院、大学(短大)、高校、専修学校、専門学校に在学中の者がいる場合に提出してください。(国立学校以外は、在籍学校の定める在学証明書でも可) ・兄弟姉妹が本学に在学する場合は、担当係で確認しますので提出不要です。 ・進級・進学等により免除申請受付期間に提出できない場合は、その旨を受付の際に担当者に伝えたくえで、発行され次第提出してください。 ※予備校・各種学校(洋裁学校・防衛大学校等)などの場合は就学者ではありません。	在学学校
母子・父子世帯 ※父、母どちらもない場合も含む	●世帯状況等申立書(☆)・・・該当する添付書類を提出してください。 ●戸籍抄本・謄本等・・・離婚日、又は死亡日がわかるものを提出してください。 ・もともと籍を入れていないなどの理由で、戸籍抄本や謄本では証明できない場合は、「母子・父子世帯申立書」の備考にその旨を記載し、住民票(世帯全員の続柄が記載してあるもの)を提出してください。	家計支持者の申し立て
障害者	●身体障害者手帳、療育又は精神障害者保健福祉手帳等の(写) ○障害者手当等の受給額が確認できるもの(写) ・対象者の氏名や障害の程度が確認できるようにA4サイズの用紙にコピーしてください。 ・公的な手当を受給している場合は、対象者氏名・受給金額が確認できるものを提出してください。	障害者本人

区 分	必 要 書 類	交 付 先
長期療養者 (申請時に療養中であり、6ヶ月以上の療養期間を要する場合は該当します。)	●長期療養申告書(☆) ●病院等の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書 ・長期療養申告書には、申請前1年間分の医療費と、月毎の自己負担限度額の上限を記入してください。 ・領収書(写)は各自で整理の上、月毎にまとめてA4サイズ用の紙に貼り付けてください。 ・申請基準日現在で、過去の領収書等から6ヶ月以上の療養と確認できない場合は、6ヶ月以上を要する療養であることを、医師による診断書の提出をもって証明してください。	医療機関 市区町村役場
主たる家計支持者の別居 (単身赴任による場合)	●主たる家計支持者の別居により必要とする経費の申立書(☆) ●別居先の住居費及び光熱水費の領収書(写) ○会社負担額のわかるもの(写)・・・該当者のみ ・領収書(写)は各自で整理の上、月毎にまとめてA4サイズ用の紙に貼り付けてください。	家計支持者の申し立て
本人又は学資負担者の被災 ※在学学生は各学期開始前6ヶ月以内 ※新入生は前期分に限り入学前1年以内	○罹災証明書(被害内容が記載されたもの) ○修理費等の領収書(写)・・・特別控除を希望する場合のみ ○保険金支払証明書・明細書等・・・保険金等が支払われた場合 ※被害額は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等で補償金額を差し引いて記入すること。(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。) ※確定申告で雑損控除をされた場合は、その確定申告書(控)(写)を提出してください。 ※領収書(写)は各自で整理の上、A4サイズ用の紙に貼り付けてください。	消防署 市区町村役場 保険会社 等
【本人又は学資負担者の大規模災害による被災】 (災害救助法適用地域における被災者) 右記のいずれかに該当する場合は、申請の対象となります。	○罹災証明書(下記に該当する被災内容が記載されたもの) ○被災により、学資負担者が死亡又は行方不明となったことが確認できるもの ○被災により、学資負担者が失業又は就業の見込みがないことが確認できるもの ・学資負担者が死亡又は行方不明の場合 ・本人又は学資負担者が被災し、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流出した場合 ・学資負担者が失業又は就業の見込みが立たない場合 ・本人又は学資負担者の居住地が福島第一原子力発電所事故による避難地域に指定された場合	消防署 市区町村役場 保険会社 等
学資負担者の死亡 ※在学学生は各学期開始前6ヶ月以内 ※新入生は前期分に限り入学前1年以内	●除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のいずれか(写) ●死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類(死亡された方の源泉徴収票 等) ○退職金支払通知書、保険金支払通知書、遺族年金支払通知書 等(写)	市区町村役場 保険会社 等
独立生計者 (原則、学部学生は認められません) 右記のすべての条件を満たしている必要があります。	条件 ・所得税法上、父母等の扶養親族でない者 ・父母等と別居している者(単なる二世帯住宅という理由だけでは、認められません。) ・本人(配偶者を含む)に収入があり、その収入について所得申告がなされている者 ・本人(配偶者を含む)が被保険者となる健康保険証を持つ者又は世帯主として国民健康保険証を持つ者 ・以下の該当する全ての書類を提出できる者 ●申請者本人(配偶者を含む)の所得(課税)証明書 ●父母等の税法上の被扶養者となっていないことが確認できるもの(父母等の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)第一表及び第二表(写)) ●申請者本人(配偶者を含む)の保険証(写) ●申請者本人(配偶者を含む)及び父母等の住民票(住民票はそれぞれの世帯全員分でマイナンバー以外の記載省略のないもの) ●収入状況の確認書類(4～6ページ)のうち該当するもの ○令和8年4月以降の送金の金額が確認できるもの(写)※留学生のみ ○在留カード(写)、国民健康保険証(写)※留学生のみ	本人 父母 市区町村役場 勤務先 等
区 分	必 要 書 類	交 付 先

原爆被爆者がいる場合	●被爆者手帳(写)	被爆者本人
特に説明を要する場合	●申立書(☆)	申請者本人
その他	○大学が必要と認めた書類	

給与収入及び所得に関する添付書類についての注意点

【源泉徴収票】

令和 年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1	(受給者番号) (個人番号)	
		(役職名)	課長
		氏名	愛教 太郎
種別	支払金額 5,364,247	給与所得控除後の金額 3,851,200	源泉徴収税額 73,600
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
有 従有	老人 特定 老人 その他	扶養親族 特別 その他	非居住者である親族の数
○	30,000	1	1
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
829,446		50,000	8,674
(摘要)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	248,964	年 月 日
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (1) 区分 (2) 区分
(源泉・特別) 控除対象配偶者	氏名 愛教 花子	区分	配偶者の合計所得 1,320,000
控除対象扶養親族	1 氏名 愛教 幸子 区分	2 氏名 愛教 一郎 区分	3 氏名 区分
	4 氏名 区分	5 氏名 区分	6 氏名 区分
未成年者	外国 死亡 災害 乙 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生	中途就・退職	受給年度年 月 日
		就職 退職 年 月 日	昭和 45 1 1
支払者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載してください。)	
	住所(居所)又は所在地	愛知県名古屋市中区大幸南1-126	
	氏名又は名称	株式会社 アイキョウエディ	(電話)

源泉徴収票はその年の1月1日～12月31日の収入が記載されています。年の途中で就職・転職・退職をした場合は、年間の収入額を証明するものではありません。

令和7年1月1日以前から勤務先が変わっていない場合は、支払金額を申請の調書(給与収入/年)に記入

令和7年1月2日以降に就職や転職した場合は、源泉徴収票ではなく「給与等支給(見込)証明書」の年間収入予定額を申請の調書(給与収入/年)に記入

「中途就・退職」欄に年月日が記載されている場合は、源泉徴収票では1年間の収入見込がわからないため、就職の場合は「給与等支給(見込)証明書」を提出し、退職の場合は「退職に関する証明書」を提出してください。

【確定申告書・第一表】

収入金額等		所得金額等	
事業	営業等 ①	事業	営業等 ①
業	農業 ②	業	農業 ②
不動産	③	不動産	③
配当	④	配当	④
給与	⑤	給与	⑤
公的年金等	⑥	公的年金等	⑥
雑業	⑦	雑業	⑦
その他	⑧	その他	⑧
総合譲渡	⑨	総合譲渡	⑨
短期	⑩	短期	⑩
長期	⑪	長期	⑪
一時	⑫	一時	⑫
合計	⑬	合計	⑬

税務署の受付印のある控のコピー(電子申請した場合は受付結果(受信通知)を提出してください。

この部分に記入がある場合は、「源泉徴収票」又は「給与等支給(見込)証明書」を提出してください。基準日にすでに退職している場合は、「退職に関する証明書」を提出してください。

この部分に記入がある場合は、年金の振込通知書を提出してください。

自営業等はこの部分の金額を申請の調書の所得(自営業)/年に記入してください。令和7年1月2日以降に開業した場合は、「給与所得以外の所得(見込)申立書」を提出してください。

【確定申告書・第二表】

令和 年分の

所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所
氏名

所
号
氏
名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の 名 称・所 在 地 等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円

④ 源泉徴収税額の合計額

円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑪)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
譲渡 (短期)	円	円	円
譲渡 (長期)			
一 時			

○ 特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (⑳～㉓)

氏 名	個 人 番 号

○ 事業専従者に関する事項 (㉕)

事業専従者の氏名	個 人 番 号

この部分に「別紙のとおり」の記載がされている場合は、内訳書も併せて提出してください。

この部分の差引金額を申請の調書一(4)その他の収入一雑所得又は臨時所得に記入してください。

この部分に記載がある場合は、家族の給与収入として申告してください。

このQ&Aの適用者は、

「**大学院生**」,「**特別専攻科生**」,「**学部外国人留学生**」です。

「**日本学生支援機構の給付奨学金**」に連動した授業料免除には適用されません。

和暦は必要に応じて西暦に読み替えてください。

令和8年→2026年, 令和7年→2025年, 令和6年→2024年

※対象には要件がありますので、申請要件を満たしているか、必ず事前に窓口で確認をしてください。

No.	Q	A
【手続き方法等について】		
1	授業料免除の申請時期等の周知はどのようにされるのでしょうか？	授業料免除の申請時期等の周知は、学務ネットにて周知します。日頃から確認する習慣を身につけ、見落としのないよう十分注意してください。 また、実際に提出する様式等は大学のHPからダウンロードできます。 大学HP > キャンパスライフ > 授業料免除
2	授業料免除の基準を事前に確認したいのですが、教えてもらえますか？	大学のHPIに家計基準及び学力基準を掲載していますので、確認してください。 大学HP > キャンパスライフ > 授業料免除 > 家計基準・学力基準 ※学力については、基準を下回る場合は、当該期までの単位の取得状況を確認し、総合的に審査を行います。
3	授業料免除申請をした場合は、授業料引落日(4月及び10月)に引落はされないのですか？	授業料免除申請をした場合は、免除の結果が出るまでは授業料の引落が一 旦停止されます。(期間内に申請があった場合に限りです。)免除結果通知(前 期8月上旬頃, 後期1月上旬頃)に従って納めてください。
4	授業料免除と併せて寄宿料免除を申請した場合は、寄宿料の支払はどうなりますか？	授業料が全額免除された場合のみ寄宿料が半額免除となります。授業料免除 の結果(前期8月上旬頃, 後期1月上旬頃)ができるまでは、寄宿料の引落は一 旦、必ず納付する必要がある7,500円(寄宿料15,000円の半額)のみを引き 落しします。免除結果通知後に、全額免除とならなかった場合は、結果後の 引落の際に、それまで減額していた数ヶ月分の寄宿料を加算して引落するこ とになります。
5	学生寮に入りましたが、学期の途中で退寮することになりました。授業料免除と併せて寄宿料免除も申請していましたが、どのような扱いになりますか？	授業料免除と寄宿料免除の両方を申請している場合で、学期の途中で退寮す ることになった時は、寄宿料免除の申請を取り下げてもらうことになります。その 場合は、猶予されていた寄宿料を遡って納付してもらう必要があります。
6	免除申請後に引っ越しのため住所が変わりました。どこに連絡すればいいですか？	前期免除申請の結果は8月上旬頃, 後期免除申請の結果は1月上旬頃まで に学務ネットに登録してある本人住所に郵送します。申請時から引っ越し等で 郵送先が変わる場合は、必ず教務企画課で変更手続きをしておいてください。 ※新入生の結果の郵送先は、入学手続き時に記載した学生カードの保証人住 所に送付します。
7	授業料免除の結果が全額免除でした。在学中の授業料は今後全額免除されますか？	授業料免除の申請のタイミングは半期ごとになります。選考も半期ごとに行いま す。いちど全額免除となっても次回も同じ結果とは限りません。半期ごとに提出 しなければならない書類を確認し、申請漏れのないようにしてください。 ※在学中の免除申請の受付時期は、前期は3～4月上旬頃, 後期は9～10 月上旬頃, です。それぞれ学務ネットにHP掲載の連絡をしますので、各自HP で内容を確認の上、書類をダウンロードしてください。
8	前期も申請をしたのですが、家族の状況に特に変化がない場合、後期は書類を提出しなくても良いですか？	前期申請をした場合で、後期になっても申請内容に特に変更がない場合でも 提出が必要な書類があります。詳細は案内を必ず確認し、期日までに改めて 申請してください。

No.	Q	A
9	免除結果通知に半額免除とありました。残りの半額はどのような方法で支払えばいいですか？	授業料引落の口座登録がしてある場合は、免除結果通知に記載してある引落日に引き落とされますので、その前日までに残額を確認しておいてください。 ※新入生については、前期分授業料は引落ではないため、入学手続要項に同封の払込書を使用し、ゆうちょ銀行(郵便局)で払い込んでください。
10	今まで全額免除されていましたが今回不許可となったため、授業料を納めなくてはなりません。授業料の引落口座の登録をしていないのですがどのように納付すればいいですか？	最寄りの郵便局窓口に備え付けの払込用紙に必要事項を記入して、払い込んでください。払込手数料は各自の負担となります。 口座引落の場合は手数料がかからないため、免除申請をしている場合でも登録をしておくことをお勧めします。
11	免除申請をした後で学期の途中で休学する場合は、どうなりますか？	免除申請者が学期の途中から休学する場合は、免除申請を取り下げてもらうことになります。その場合、休学願を所定の期日までに提出しない場合は、授業料の全額を納めてもらう必要がありますので、休学を考えている場合は、早めに相談してください。
12	免除申請をしましたが出た結果がでる前に授業料を払い込んでしまいました。返金されますか？	たとえ、免除申請をした場合でも、一旦納付した授業料は返還できませんので、免除申請を取り下げてもらうことになります。免除の結果がでるまでは絶対に授業料を払い込まないでください。
13	日本学生支援機構、地方公共団体、民間財団等の奨学金の貸与又は給付を受けていますが、授業料免除を申請することはできますか？	各種奨学金制度を応募又は受給している場合も、授業料免除申請は可能です。
14	申請の調書に間違えて記入してしまいました。修正液で消すことは可能ですか？	各種申請の様式に間違えて記入した場合は、再度印刷して書き直すか、間違えた箇所に二重線を引き、正しい内容がわかるように書き直してください。(訂正印は必要ありません)修正液やフリクションペンは使用しないでください。
15	入学料免除を申請して徴収猶予を申請しない場合は、免除結果が出てからどれくらいの期間で支払う必要があるのでしょうか？	徴収猶予申請をしない場合は、免除の結果通知日から2週間以内に入学金を納めてもらう必要があります。

【申請書類について】

16	入学料免除(徴収猶予を含む)と授業料免除の両方を申請する場合、証明書等の添付書類は2部必要ですか？	まったく同じ書類であれば、1部のみの添付でかまいません。
17	「申請の調書」は入学料免除も授業料免除も同じ様式のような気がしますが、両方の提出が必要でしょうか？	はい、両方提出してください。一部の収入については、入学料免除と授業料免除で条件が違います。システムへの入力ミス防止のため別々に提出願います。
18	源泉徴収票を紛失しました。どうすればいいですか？	勤務先に再発行を依頼してください。
19	両親ともにパート勤務で、だいたい同じくらいの年収です。両親がいる場合、 <u>主たる家計支持者</u> とは、どちらになりますか？	家計支持者とは、本人の生計を支えている人(例:両親)のことを指し、その中でも <u>主たる家計支持者</u> とは、一般的には申請者を扶養している方とみなされます。なにが事情がある場合は、申請の調書や申立書に詳細な事情を記入して、提出してください。
20	免除申請をした後に父が急死しました。免除申請の内容の変更はできますか？	免除申請は毎年4月1日及び10月1日時点の状況を申請するものですが、申請後4月末又は10月末までに家計が急変した場合は、至急学生支援課奨学支援係まで連絡してください。5月又は11月以降は、次の免除申請時に急変の内容を含めて申請してください。 ※なお、本学独自の奨学金制度「愛知教育大学奨学金 ひらく」の緊急支援奨学金を申請できる場合がありますので、学生支援課奨学支援係までご相談ください。

No.	Q	A
21	両親とも既に他界しています。特別控除に一人親の控除がありますが、2人ともいない場合は2倍の控除額となりますか？	両親とも他界している場合についても、一人親と同じ控除額となります。
22	課税非課税のわかる所得証明書はどこで取得できますか？	市区町村役場で発行してもらえます。(申請する際には収入額、所得額、課税額・非課税がわかる所得証明書を申請してください。)
23	家計基準の金額は、世帯全員の収入を足した金額でしょうか？	家計基準にある所得額は、同一生計の世帯全員の収入から様々な控除額を差し引いた後の金額になります。家族構成などで控除額も変わりますので、HP掲載の家計基準にモデルケースとして計算方法の例がありますので、参考にしてください。
24	私の世帯は5人家族です(父、母、姉、私、弟)。母は専業主婦、姉は大学生、弟は高校生です。収入のあるのは父だけのため、父の「所得証明書」のみを提出すればいいか？	「所得証明書」は、同一生計の家族全員分(ただし、兄弟姉妹で就学者の分は除く)が必要となります。収入のない方も収入がないことを証明するため提出してください。
25	無職の兄が前年の収入がないので、所得証明書の発行ができないと言われたため、なしでいいか？	市区町村役場で所得がなかったことの申告手続きをした上で、収入及び所得金額が0円と記載のある「所得課税証明書」又は「非課税証明書」の発行を依頼してください。
26	祖父母が同居していますが、住民票上は別世帯です。特に経済的な援助をしてもらっているわけではないので、別生計で申請できますか？	同居している場合は、必ず同一生計扱いとなります。ただし、完全分離した二世帯住宅で電気・ガス・水道料等の領収書等で別生計が確認できるものがあれば、別生計を認めます。この場合は祖父母の添付書類(所得証明書等)は必要ありません。なお、兄弟姉妹(夫婦)と同居の場合も同様です。
27	前期の授業料免除申請の必要書類に「所得課税証明書」とありますが、最新の所得課税証明書は6月頃にならないと発行できないと言われました。	前期の申請時は前々年の収入に関する所得課税証明書しか取得できませんが、提出していただく源泉徴収票等と複数年にわたり比較するため、必要となります。また、最新の所得課税証明書は後期授業料免除の申請時に全員提出が必要となりますので、ご注意ください。後期に所得課税証明書を提出した場合は、次年度前期の免除申請の際は所得課税証明書の提出は必要ありません。 市区町村役場では、申請する際に特に年度を指定しなければ、そのときの最新年度で発行されます。 令和7年度(令和6年分)所得課税証明書提出(令和7年度後期申請者はコピー可) 令和8年度(令和7年分)所得課税証明書提出(全員) 令和8年度(令和7年分)所得課税証明書を10月に提出していればコピーの提出可※ただし、初めて申請する場合は原本の提出必要 令和8年度前期 令和8年度後期 令和8年4月前期免除申請 令和8年10月後期免除申請 令和9年4月前期免除申請
28	課税非課税の有無がわかる所得証明書の提出とあるが、所得証明書の住民税の欄が*****の表示となっているのは、非課税だから金額が表示されないのか？	*****となっているのは、非表示となっているだけで非課税の表示ではありません。所得証明書の発行申請の際に、収入額、所得額、課税額・非課税がわかる証明書を申請してください。課税非課税の有無が確認できない証明書では受付できません。
29	地元の自治体では、所得証明書には課税・非課税の有無は記載されないため、課税・非課税の確認をする場合は、所得証明書及び課税証明書の2枚を申請する必要があります。2枚とも必要ですか？	はい、所得証明書に課税・非課税の必要事項が記載されていない場合は、どちらの書類も提出が必要になります。

No.	Q	A
30	所得証明書に含まれない収入に関しては申告しなくても構いませんか？	所得証明書に含まれない収入についても申告してください。後日未申告の収入があることが判明した場合は、選考対象から除外する場合があります。 ※例：養育費、遺族年金、個人年金、児童扶養手当や児童手当など公的機関からの手当など
31	勤務先が1カ所だけなので、後期申請の場合は源泉徴収票と所得証明書は同じ金額のため、どちらか一方の提出でいいですか？	勤務先が1カ所しかない場合でも、他に収入がないことを確認するため、両方の書類が必要です。
32	父親が令和6年2月に転職したのですが、前職の源泉徴収票は必要ですか？また、現勤務先の源泉徴収票はまだないので、何が必要ですか？	源泉徴収票は勤務先が発行する書類であり、前年(1月～12月)に支払われた賃金を示した書類です。年の途中で転職した場合は、1年間分の収入が確認できないため、給与等支給(見込)証明書で現勤務先に証明してもらってください。 ※申請時点の勤務先での1年間の収入(見込)で算定します。
33	父の自営業をたまに母が手伝っていますが、給与はでていません。無職無収入でいいですか？	自営業の手伝いでも専従者として給与を支払っていることもあります。父親の確定申告書の専従者欄に母親の記載があれば母親の給与として申告してください。
34	兄が他県の大学に下宿していましたが、地元で就職し自宅に同居することになりました。同一生計となりますか？ また、どういう書類が必要ですか？	はい、同居する場合は同一生計とみなします。今後は兄の就学者控除額がなくなり、就職先での今後1年間の給与見込み額が世帯の収入に加算されることになります。 「給与等支給(見込)証明書」を就職先で証明してもらってください。また、前年度が大学生であっても、今年度は社会人となるため、前年の所得証明書を提出してください。
35	会社員だった父が12月末に退職して無職、無収入になりました。前職の源泉徴収票は提出しなくていいですか？	前職の給与の源泉徴収票は必要ありません。ただし、申請前6ヶ月以内に退職した場合は、退職金の支給がある場合は退職金の金額、支給年月日のわかるものがが必要です。
36	父が3月に定年退職し、4月から再雇用となりましたが、所得証明書の他にどのような書類が必要ですか？	申請の前年に既に再雇用となった場合や、申請時(4月)に再雇用となる場合は、「給与等支給(見込)証明書」で勤務先から再雇用後の1年間の給与の見込額を証明してもらってください。
37	HPの家計基準の計算式で、自分で計算したところ、免除の基準に該当しなかったのですが、申請することはできませんか？	家計基準を超えても申請することは可能です。ただし、提出された申請書類を元に大学で計算した結果、家計基準を超えている場合は免除されることはありません。
38	ローンの返済や借金がありますが、授業料免除の対象として考慮されますか？	授業料免除の選考においては、ローンの返済や借金等については考慮されません。
39	申請者本人又は就学者の兄弟姉妹がアルバイト収入を得ている場合には、何が必要となりますか？	申請者本人及び就学者の兄弟姉妹が家計支持者の税法上の扶養内であれば、アルバイトの収入は控除額を差し引いた場合、所得は0円となります。ただし、 <u>申請者本人の所得証明書</u> は提出が必要となります。 下記に該当する場合は【収入状況の確認書類】も提出してください。 ・申請者本人(配偶者がいる場合は配偶者も含む)が独立生計者である場合 ・申請者本人又は兄弟姉妹が家計支持者の扶養からはずれている場合 ・申請者本人(配偶者がいる場合は配偶者も含む)又は兄弟姉妹が定職に就いている場合
40	祖母が施設に入所していますが、入所のための費用は父が出しています。その場合は、同一生計の扱いとなりますか？	別居している祖父母等でも、申請者の保護者が扶養者となっており、生活費等の工面をしている場合は同一生計と認められる場合があります。
41	兄が就職して別居していますが、住民票はまだ実家のままです。別生計扱いとなりますか？	実際には別居しているが住民票を移していない場合は、別生計であることがわかる兄の光熱水料の領収書の写しを提出してください。
42	母が申請時点では無職ですが、毎年同じ時期に3ヶ月程頼まれてアルバイトをします。その場合の収入はどう記載すればいいですか？	申請時点で無職でも、毎年恒常的にある収入の場合は、そのアルバイトの実施時期と昨年の収入額を記入し、申請の調書の裏面にわかるように補足を記載してください。

No.	Q	A
43	申請の5ヶ月前に父がリストラで退職となりましたが、4月からの再就職が決まりました。その場合は特別な事情に該当しますか？	申請時期の4月1日又は10月1日時点で再就職が決まっている場合は、特別な事情には該当しません。再就職先での今後1年間の収入見込額で算定することになりますので再就職先で給与等支給(見込)証明書で証明してもらってください。
44	母子世帯で兄弟2人分の児童扶養手当を受給していましたが、4月からは申請者本人分の支給がなくなり、第1人分の支給となりますが、今まで受給していた額を申告する必要がありますか？	4月以降の1年間分の支給額を申告してください。支給額の改正後の金額がわかる資料を添付してください。
45	申請者本人が受給している奨学金は収入に含みますか？	日本学生支援機構などの貸与型奨学金は収入に含みません。民間の財団等の給付型の奨学金のみ受給額を申告してください。
46	弟が4月に進学予定ですが、まだ進学先が決まっていなため、在学証明書が期限までに提出できません。	4月に入学してから進学先の学校に申請して、発行され次第提出してください。その他の書類を提出する際に、在学証明書が遅れることを受付で担当者に伝えてください。
47	兄弟が私立の学校に在学していますが、愛教大の指定の様式でなくてもいいですか？	国立の学校以外は在学する学校独自の様式で構いません。ただし「申請の調書」に自宅通学か自宅外通学の区別を必ずチェックしてください。
48	弟が3月に高校を卒業しますが、浪人のため予備校に通いますが、就学者控除がありますか？	予備校に通う場合は、就学者に該当しませんので「無職・無収入の申告書」に必要な事項を記入して提出してください。また、「申請の調書」の就学者を除く家族欄に記載してください。必要書類として「所得証明書」も必要です。
49	姉が4月に国立大学の学部から大学院に進学しました。在学証明書は「本年度入学のため該当なし」にチェックすればいいですか？	進学の前年度に国立大学に在学していた場合は、前年度の免除の状況を証明してもらう必要があるため、学部の時の免除の内容についても証明してもらってください。※学部と違う大学の大学院に進学した場合は、卒業した大学での証明も併せて必要となります。
50	申請する本人の在学証明書は必要ですか？ また、妹が愛教大に在学していますが、妹の在学証明書は必要ですか？	申請者本人及び兄弟姉妹が愛教大生の場合の在学証明書は必要ありません。
51	兄弟姉妹が愛教大生の場合で、提出書類のうち原本が必要なものはそれぞれ1部提出が必要ですか？	原本を提出する必要があるものについては、年長者に原本を添付し、それ以外はコピーの提出で構いません。(コピーの右上に兄弟姉妹の学籍番号・氏名を記入してください)
52	今までの成績が学力基準に満たない場合は、申請することはできませんか？	学力に関しては、今までの成績を大学で総合的に審査するため、基準に満たないからといって必ずしも不許可になるわけではありません。
53	長期間、病院で通院治療(又は入院)をしている家族がいますが、長期療養の診断書や領収書がないと免除申請ができないのでしょうか？	診断書や領収書がなくても免除申請をすることはできます。医療費に関する特別控除の適用を希望する場合のみ診断書や領収書等の提出が必要です。

【家計基準】

この基準の適用者は、
「**大学院生**」,「**特別専攻科生**」,「**学部外国人留学生**」です。
「**日本学生支援機構の給付奨学金**」に連動した授業料免除には適用されません。

家計基準の適格者とは:同一生計の家族の総所得金額が収入基準額以下である者をいいます。
◆ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも免除になるとは限りません。

次頁に計算方法のモデルケースを記載しています

○総所得金額算出方法

総所得金額 = ①(給与所得) + ②(その他の所得) - B(特別控除)

- ①給与所得とは
-給与収入金額(源泉徴収票の支払金額) - A(給与所得の必要経費)
- ※給与、賞与、年金、恩給、専従者給与、遺族年金、失業給付金、扶助料、傷病手当など
- ※一世帯の中に、複数の給与収入者がいる場合は、それぞれの給与所得額を計算したものを合算する。
- ※1人が継続して複数の勤務先から給与を受けている場合は、合算した収入額に対して、必要経費を計算する。
- ②その他の収入とは
-※自営業所得、農業所得、外交員所得、不動産所得、株の配当所得、養育費、山林所得、内職、給付型奨学金、退職金、保険金(学資保険含む)など

A 給与所得の必要経費

収入金額	104万円以下	104万円超～200万円	200万円超～653万円	653万円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+83万円	収入金額×0.3+62万円	258万円

B特別控除

就学者控除(兄弟)	大学		専修学校				高専		高校		中学校	小学校
			高等課程		専門課程							
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立		
自宅通学	74万円	133万円	39万円	88万円	36万円	102万円	41万円	88万円	39万円	88万円	46万円	31万円
自宅外通学	121万円	180万円	69万円	118万円	81万円	147万円	71万円	117万円	69万円	118万円		
国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上記金額よりも少なくなります。												

本人を対象とする控除	自宅通学 23 万円	自宅外通学 70 万円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円(その所得者が38万円未満の場合はその所得額)ただし、本人及び配偶者の所得については、控除できない。	
母子・父子世帯	99万円	
多子世帯	本人を含む就学者及び就学前の子が3人以上いる世帯で、3人目から1人につき、50万円	
障害者のいる世帯	障害者1人につき、99万円	
長期療養者	療養のため、恒常的に特別な支出をしている年間金額	
家計支持者別居	単身赴任等による別居のため、特別に支出している金額。 上限71万円	
災害等	自然災害、火災、盗難等の被害を受けた場合に認められる金額。保険・損害賠償等によって補填された場合を考慮し、単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。	

次頁に収入基準額表があります。

○収入基準額(カッコ内の金額は全額免除の基準)

世帯数	学部	大学院修士課程・専攻科	大学院博士課程
1人世帯	167(88)万円以下	182(96)万円以下	254(132)万円以下
2人世帯	266(140)万円以下	290(152)万円以下	404(212)万円以下
3人世帯	306(162)万円以下	334(177)万円以下	467(245)万円以下
4人世帯	334(175)万円以下	364(192)万円以下	507(266)万円以下
5人世帯	360(189)万円以下	393(208)万円以下	548(288)万円以下
6人世帯	378(199)万円以下	412(217)万円以下	574(302)万円以下
7人世帯	395(207)万円以下	432(226)万円以下	602(315)万円以下
8人以上は、1人増毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	17(8)万円	20(9)万円	28(13)万円

●収入基準額(家計基準の特例条件として、半額免除の対象となります)

1. 長期療養者のいる世帯に属する場合
2. 障害者及び障害者のいる世帯に属する場合
3. 原子爆弾による被爆者及びその子女の場合

世帯数	学部	大学院修士課程・専攻科	大学院博士課程
1人世帯(特例)	183. 7万円以下	200. 2万円以下	279. 4万円以下
2人世帯(特例)	292. 6万円以下	319. 0万円以下	444. 4万円以下
3人世帯(特例)	336. 6万円以下	367. 4万円以下	513. 7万円以下
4人世帯(特例)	367. 4万円以下	400. 4万円以下	557. 7万円以下
5人世帯(特例)	396. 0万円以下	432. 3万円以下	602. 8万円以下
6人世帯(特例)	415. 8万円以下	453. 2万円以下	631. 4万円以下
7人世帯(特例)	434. 5万円以下	475. 2万円以下	662. 2万円以下
8人以上は、1人増毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	18. 7万円	22. 0万円	30. 8万円

【モデルケース】

☆学部生4人世帯 (父:自営業所得258.2万円, 母:パート収入118.6万円, 弟:公立高校2年/自宅通学, 本人:下宿通学)

$$\begin{array}{lcl}
 \left. \begin{array}{l} \text{○母:パート(給与収入118.6万円)} - 106.8\text{万円} \\ \text{(必要経費)118.6万円} \times 0.2 + 83\text{万円} \end{array} \right\} & \text{給与所得} & \text{父:自営業所得} \\
 11.8\text{万円} & + & 258.2\text{万円} \\
 & & \text{就学者控除} \quad \text{本人控除} \\
 & & - 39\text{万円} \quad - 70\text{万円} \\
 & & \text{(その他の所得については所得金額をそのまま計上)} \\
 & & = 161.0\text{万円}
 \end{array}$$

↓

4人世帯全額免除収入基準175万円以下のため全額免除の対象

☆学部生3人世帯 (母:パート収入250.8万円, 祖母:年金収入98.5万円, 本人:アルバイト収入48万円/下宿通学, 養育費:年間36万円)

$$\begin{array}{lcl}
 \left. \begin{array}{l} \text{○母:会社員(給与収入250.8万円)} - 137.3\text{万円} \\ \text{(必要経費)250.8万円} \times 0.3 + 62\text{万円} \\ \text{○祖母:無職(年金収入98.5万円)} - 98.5\text{万円} \\ \text{(必要経費)104万円以下のため収入金額と同額} \\ \text{○本人:アルバイト(給与収入48万円)} - 48\text{万円} \\ \text{(必要経費)104万円以下のため収入金額と同額} \end{array} \right\} & \text{給与所得の合計} & \text{養育費} \\
 113.5\text{万円} & + & 36\text{万円} \\
 & & \text{母子世帯控除} \quad \text{本人控除} \\
 & & - 99\text{万円} \quad - 70\text{万円} \\
 & & = -19.5\text{万円}
 \end{array}$$

↓

3人世帯全額免除収入基準162万円以下のため全額免除の対象

☆学部生5人世帯 (父:会社員給与収入657.9万円(別途株配当金あり70万円), 母:無職, 弟:幼稚園, 妹:中学3年, 本人:自宅通学)

$$\begin{array}{lcl}
 \left. \begin{array}{l} \text{○父:会社員(給与収入657.9万円)} - 258\text{万円} \\ \text{(必要経費)653万円を超える場合は258万円} \end{array} \right\} & \text{給与所得の合計} & \text{父:株配当} \\
 399.9\text{万円} & + & 70\text{万円} \\
 & & \text{(その他の所得については所得金額をそのまま計上)} \\
 & & - \text{就学者控除} \quad \text{本人控除} \quad \text{多子世帯控除} \\
 & & - 46\text{万円} \quad - 23\text{万円} \quad - 50\text{万円} \\
 & & = 350.9\text{万円}
 \end{array}$$

↓

5人世帯半額免除収入基準360万円以下のため半額免除の対象

【学 力 基 準】

この基準の適用者は、

「**大学院生**」,「**特別専攻科生**」,「**学部外国人留学生**」です。

「**日本学生支援機構の給付奨学金**」に連動した授業料免除には適用されません。

学力基準は次のとおりとする。

単位及び総得点の両方で基準を満たしている必要があります。

※総得点とは、成績の評価をS・A×3, B×2, C×1と換算し、その合計をいう。

※1つの授業で単位数が2の場合は、2単位×点数とする。

※ただし、基準を下回る場合は、申請者の履修登録に対する単位の取得状況を勘案して総合的に審査を行います。

家計基準を満たしている者で下記の条件に該当する場合は、総得点について特例が認められます。

- ・生活保護受給世帯の場合
- ・母子又は父子世帯の場合
- ・家計支持者なし(自立)の場合(独立生計として申請するには、親の扶養から外れているなど条件があります)
- ・申請者本人が障害者である場合
- ・原子爆弾による被爆者及びその子女の場合

年 次			単位数	総得点	総得点(特例)
学部	1年次 (外国人留学生のみ)	前期	入学試験の合格をもって適格とみなす		
		後期	15単位以上	35点以上	30点以上
	2年次 (外国人留学生のみ)	前期	30単位以上	70点以上	60点以上
		後期	45単位以上	105点以上	90点以上
	3年次 (外国人留学生のみ)	前期	60単位以上	140点以上	120点以上
		後期	75単位以上	175点以上	150点以上
	4年次 (外国人留学生のみ)	前期	90単位以上	210点以上	180点以上
		後期	105単位以上	245点以上	210点以上
大学院 修士	1年次	前期	入学試験の合格をもって適格とみなす		
		後期	10単位以上	23点以上	20点以上
	2年次	前期	20単位以上	46点以上	40点以上
		後期	26単位以上	60点以上	52点以上
大学院 博士	1年次	前期	入学試験の合格をもって適格とみなす		
		後期	修士課程又は博士課程の学業成績が平均2.3点以上の者		2.3点以上
	2年次	前期	前年度までの学業成績が平均2.5点以上の者		2.3点以上
		後期	2年次前期までの学業成績が平均2.5点以上の者		2.3点以上
	3年次	前期	前年度までの学業成績が平均2.5点以上の者		2.3点以上
		後期	3年次前期までの学業成績が平均2.5点以上の者		2.3点以上
専攻科		前期	入学試験の合格をもって適格とみなす		
		後期	15単位以上	35点以上	30点以上

【注意事項】

1. 最短修業年限を超えて在籍している者は免除及び徴収猶予の対象となりません。ただし、休学事由によっては申請可能な場合もありますので、学生支援課 奨学支援係に相談してください。

申請可能な事由：病気、留学(単なる語学留学は除く)、出産・育児、経済的理由による休学など

「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領(学資支援)

【制度の趣旨】

本学の学生(教育学部, 大学院教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科に在学する学生並びに外国人留学生)のうち, 経済的理由により修学が困難な学生に対して, 学資の援助を目的とする, 返還不要の奨学金を給付する制度です。

【対象】

大学の基準による授業料免除選考における家計基準の全額免除適格者のうち授業料免除を受けられなかった者(半額免除適格者は, 対象となりません。)

独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生のうち, 廃止の際の支援区分が第Ⅰ区分であって, 本学の学力基準を満たしている者(ただし, 廃止となった者の受給は, 当該年度の1回に限る。)

【給付額】

教育学部に在学する学生 10万円

大学院教育学研究科に在学する学生 10万円

特別支援教育特別専攻科に在学する学生・大学院教育学研究科に在学する学生で長期履修が認められた学生 5万円

【手続き】

授業料免除を申請と同時に学資支援奨学金の申請をしてください。



家計状況を確認する書類は, 授業料免除申請に提出した書類を流用します。

【選考】

本学の奨学生選考基準に基づき, 委員会で選考し, 決定します。

なお, 奨学生数は当該年度の予算範囲内となります。

選考基準とは…授業料免除の学力基準の7割以上の単位数を取得している必要があります。
(授業料免除の学力基準よりは, 緩い基準となっています。)

【決定通知】

奨学生の選考結果は, 授業料免除選考結果と併せて通知します。

【給付方法】

奨学生名義の指定する口座へ一括振込

※決定した場合は, 振込依頼書(本学指定様式)を提出していただきます。

重要…この奨学金の給付が決定された場合

【授業料免除申請をしている場合】

授業料免除の結果に従い, 指定の期日までに当該授業料は納入していただく必要があります。

問い合わせ先
学生支援課 奨学支援係
TEL: 0566-26-2184

授 業 料 免 除 申 請 書

年 月 日

愛 知 教 育 大 学 長 殿

(本 人) _____年度入学 第____学年 学籍番号

所 属 _____ 課程・専攻・専修・コース

氏 名

住 所

[携帯電話(_____) - _____]

(連帯保証人) 氏 名 (署名) _____

※保証書記載と同一

本人との続柄

〒

住 所

電話番号 (_____) - _____

このたび下記の理由により、令和8年度（後期分授業料）の免除を希望しますので、連帯保証人連署のうえ、申請書を提出します。

なお、私の審査に必要な学業成績を調査することにも同意します。

記

該当事項を○で囲んでください。

1・経済事情

2・特別な事情等

※（1）は教育実践高度化専攻対象。（2）は修士課程教育ガバナンスキャリアコース対象。（3）は学部学生対象。

（1）教職大学院授業料免除特別措置

- ① 教育実践高度化専攻に在学する現職教員（本学附属学校教員で校長の推薦を受けた者）
- ② 教育実践高度化専攻に在学する現職教員（愛知県又は名古屋市からの派遣による者）
- ③ 教育実践高度化専攻に在学する現職教員（自らの意志で現職のまま入学する者）
- ④ 教育実践高度化専攻への入学にあたり、本人が休業又は退職することにより給与収入がなくなった者

（2）教育ガバナンスキャリアコース授業料免除特別措置

- ① 教育ガバナンスキャリアコースに在学する行政職の者で、教育委員会等の派遣による場合
- ② 教育ガバナンスキャリアコースに在学する行政職の者

（3）その他（ _____ ）

（別紙様式1）

「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書【学資支援】

申請者（学生自署）

私は、授業料免除の申請に併せて、「愛知教育大学奨学金 ひらく」の学資支援奨学金を申請します。授業料免除申請の結果、全額免除適格者となり、かつ学力基準を満たしていない理由で免除を受けられなかった場合は、この申請書を受理願います。申請に必要な添付書類は、授業料免除申請時に提出した書類を流用ください。

なお、私は「愛知教育大学奨学金 ひらく」に関する細則の定めを了解し、奨学金採用の有無に関わらず、指定の期日までに授業料を納付することを確約します。

令和 8 年度 後期分授業料免除申請に係る申告書 (前期申請があった者)

愛知教育大学長 殿

所属（課程・専攻等） _____

学籍番号 _____

学生氏名(自署) _____

住 所 _____

携帯番号 _____

連帯保証人氏名(署名) _____

令和 8 年度授業料免除の後期申請内容について、下記のとおり申告します。

- ☐ 後期分授業料免除申請基準日（10月1日）において、前期分申請時の家族状況・収入状況・就学状況等申請内容に変更はありません。

添付書類：☐ 令和 8 年度(令和 7 年分)所得課税証明書もしくは非課税証明書

※本人及び家族全員分(兄弟姉妹で就学者の分を除く)申請のしおり3頁の赤字部分をよく確認してください。

- ・次年度の前期申請時に同じものを提出していただきます。申請予定の場合は必ずコピーを手元に保管しておいてください。次年度にコピーの提出がない場合は再度原本を取得していただきます。

(注) 次ページに記載のある事項に変更があった場合、変更申請が必要です。このページの一番下の
☐にチェックを入れ、必要書類を提出してください。

- ☐ 前期免除結果は家計基準外による不許可でしたが、臨時所得が含まれていたため、後期も申請を継続します。→上記変更申請なしと同様の添付書類を提出してください。

- ☐ 後期分授業料免除申請基準日（10月1日）において、前期分申請内容に変更が生じたため、後期分授業料免除の変更を申請します。

※次頁の該当する項目に☑をし、「申請のしおり」3ページの「①－2」を参照して必要書類を提出してください。

変更申請が必要になるケース

【家族状況の変更】

- ☐ 申請者本人又は就学者の兄弟姉妹が自宅通学から自宅外通学に変更，もしくはその逆。
- ☐ 同居する人数や家族構成が変わった。（結婚，離婚，死亡，就職による転居等）
- ☐ 主たる学資負担者が単身赴任で別居した。
- ☐ 兄弟姉妹が，9月入学で就学者となった，又は卒業・退学等で就学者でなくなった。
- ☐ 同一生計者で障害者認定を受けた者がいる。
- ☐ その他（ ）

【同一生計者の収入状況の変更】

- ☐ 就職，退職，転職，復職した者がいる。
- ☐ 前期申請時から家族の勤務先が変わった。
- ☐ 前期申請時から家族の勤務形態が正社員からパートにかわった，又はその逆。
- ☐ 自営業を始めた，又は廃業した者がいる。
- ☐ 年金の受給が始まった，又は終了した者がいる。
- ☐ 前期申請後から9月末までに，臨時収入があった。
- ☐ 公的な手当額の変更があった。
- ☐ 雇用保険の受給が始まった，又は終了した。
- ☐ 傷病手当金の受給が始まった，又は終了した。
- ☐ その他（ ）

申請の調書（在学生授業料免除用）

申請区分	☐ 令和8年度前期申請あり ☐ 後期のみ申請
	☐ 令和7年度申請あり(前期・後期) ☐ 申請無

変更等確認	☐ 変更申請
	☐ 取り下げ

I 学籍情報		※本人及び家族住所について学務ネットに登録済 ☐	
学籍番号	所属（課程・専修等）	本人住所	Tel(携帯)
		自宅 ・ 自宅外	
フリガナ		寮生のみ 寄宿料免除申請 する ・ しない 寄宿料免除しない理由（ ）	
氏名		家族住所	Tel
		持家 ・ 賃貸	

II 家族及び収入状況 ※同一生計者の内、別居している場合は「続柄」欄に×印

(1) 父母		※主たる家計支持者の続柄欄に◎印							住民税
続柄	氏名	年令	職業	就職年月日	勤務先等	給与収入/年	年金・手当/年	所得(自営等)/年	
父						千円	千円	千円	課・非
母						千円	千円	千円	課・非
死別離別等父母に関する事項		父母(死亡・生別) その年月 (年 月)							
遺族年金・養育費の有無に○を付してください		遺族年金 → 有・無 養育費 → 有・無							
(2) 就学者を除く家族		※父母と就学者を除く全ての方							
続柄	氏名	年令	職業	就職年月日	勤務先等	給与収入/年	年金・手当/年	所得(自営等)/年	
						千円	千円	千円	課・非
						千円	千円	千円	課・非
						千円	千円	千円	課・非
(3) 就学者									
続柄	氏名	年令	学 校 名		令和8年度の学年(通学別)	授業料免除額			
本人			国 立 愛知教育大学		年(自宅・自宅外)	千円		課・非	
			立 ()		年(自宅・自宅外)	千円			
			立 ()		年(自宅・自宅外)	千円			
			立 ()		年(自宅・自宅外)	千円			

(4) その他の収入	※家族に確認のうえ、家族全員分のもものを合算して記入してください。	
臨時収入	退職金・保険金・資産売却・山林所得・その他 ()	千円
雑収入	養育費・利子・配当・家賃等・内職・その他 ()	千円

(5) 奨学金関係 (本人のみ) ※日本学生支援機構の奨学金については記入不要。				
給付型奨学金	区 分	給付期間	月 額	年 額
名称 ()	給付のみ	～	千円	千円

III その他	
(1) 身体障害者関係	(2) 原爆被爆関係
本人との続柄 () 番号 ()	本人との続柄 () 番号 ()
本人との続柄 () 番号 ()	
(3) 長期療養費関係	本人との続柄 () 申告書 有 ・ 無 医療費の額 (千円)
(4) 家計支持者の別居	本人との続柄 () 理由 () 別居にかかる経費 (千円)
(5) 災害等	被災年月日： 年 月 日 被災状況を裏面に詳細に記載してください。

IV 申請者の状況		
(1) 休学や留学の履歴がある場合は記入してください。		
年 月 日 ～ 年 月 日	理由：	
年 月 日 ～ 年 月 日	理由：	
(2) 高校卒業後の学歴及び職歴について記入。		
年 月 () 高等学校卒業	年 月	
年 月	年 月	

(3) 申請する理由（主に家庭事情について）

※申請するに至った家庭事情について具体的に記入してください。

(4) その他家計状況について

※該当する事項に✓を付してください。

家庭の生計について

☐

主に父母（家計支持者含）の収入により生活している。

☐

主に父母以外の収入により生活している。主な収入は：（ ）

☐

家庭の総収入が少なく次により生活を維持している。↓該当事項に○

※父母の総収入合計が100万円未満の場合は必ず記入してください。

年金・預貯金・他からの援助・生活保護・その他（ ）

(5) 申請者本人の 1ヶ月当たりの平均生活費 ※独立生計者又は私費外国人留学生のみ記入してください。

収 入		単位：円	支 出		単位：円
家庭から、又は本国からの仕送り			食 費		
奨学金（貸与型及び給付型）			住居費		
アルバイト（TA等の収入も含む）			光熱水費（電気・ガス・水道代等）		
定 職			通信・交通費		
配偶者の収入			書籍・教材費		
預貯金の引き出し			授業料積立		
その他（ ）			教養娯楽費		
			雑 費		
			その他（ ）		
収入合計			支出合計		

※収入合計≧支出合計となるように記入してください。

(6) 修業年限について（大学院生のみ記入してください。）

修士

☐
☐
☐
☐

2年（通常） ※授業料267,900円

3年（小免コース） ※授業料267,900円

3年（長期履修） ※授業料178,600円

4年（長期履修） ※授業料133,950円

博士

☐
☐

3年（通常） ※授業料267,900円

4年（長期履修） ※授業料200,925円

記入例

申請の調書（在学生授業料免除用）

在学生と新入生で項目が違います、該当する口にチェックしてください。

太枠の中を記入してください

該当するものにチェック

家族の職業欄は、会社員・公務員・教員・講師・パート・アルバイト・農業・自営業・専従者・保険外交員等、具体的に記入してください。

主たる家計支持者に○、従たる家計支持者に○、別居している者に×をつける。

家計支持者と同居している家族及び別居している扶養親族について記入してください。住民票が別世帯となっている場合も、同居していれば同一生計とみなします。

就職年月日は、契約社員等で毎年又は数年ごとに契約が更新される場合も、最初に採用された年月日を記入してください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等に記載のある番号を記入

申請区分	☒ 令和8年度前期申請あり ☐ 後期のみ申請 ☐ 令和7年度申請あり(前期・後期) ☐ 申請無	変更等確認	☐ 変更申請 ☐ 取り下げ
I 学籍情報		※本人及び家族住所について学務ネットに登録済 ☐	
学籍番号	224S***	所属(課程・専攻等)	教育学研究科 教育実践高度化専攻 教科指導重点
フリガナ	アイキョウ ハナコ	本人住所	刈谷市井ヶ谷町広沢1学生寮D-***
氏名	愛教 花子	寮生のみ 寄宿料免除申請	☒ する ☐ しない
		寄宿料免除しない理由()	
		家族住所	〒***-**** 静岡県浜松市0000
		Tel(携帯)	090-1234-5678
		Tel 固定電話(なければ携帯)	
		自宅	☐ 自宅 ☒ 自宅外
		持家	☐ 持家 ☒ 賃貸

学生寮に居住している場合は、できる限り寄宿料免除を申請してください。

「申請のしおり」で給与所得として区分されるものについて金額を記入。給与収入については税金等控除前の金額を記入
 ※R7.1.1以前から勤務している場合は、源泉徴収票の「支払金額」の額を記入
 ※R7.1.2以降に転職している場合は、現在の勤務先の「年間見込額」を記入

千円未満は切り捨てて記入してください。

II 家族及び収入状況 ※同一生計者の内、別居している場合は「続柄」欄に×印									
(1) 父母 ※主たる家計支持者の続柄欄に○印									
続柄	氏名	年令	職業	就職年月日	勤務先等	給与収入/年	年金・手当/年	所得(自営等)/年	住民税
○ 父	愛教 一郎	58	会社員	2019.10.1	(株)*** (福岡支社)	4035	千円	千円	千円 課・非
母	愛教 育子	56					千円	千円	千円 課・非
死別離別等父母に関する事項 ☒ 死亡 ☐ 生別 その年月 (2013 年 3 月)									
遺族年金・養育費の有無に○を付してください 遺族年金 → 有・無 養育費 → 有・無									
(2) 就学者を除く家族 ※父母と就学者を除く全ての方									
続柄	氏名	年令	職業	就職年月日	勤務先等	給与収入/年	年金・手当/年	所得(自営等)/年	住民税
兄	愛教 大	25	会社員	2021.4.1	(株)000	2280	千円	千円	千円 課・非
× 祖父	愛教 次郎	79	農業者		年金受給/農業収入	825	千円	900	千円 課・非
							千円	千円	千円 課・非
(3) 就学者									
続柄	氏名	年令	学 校 名		兄弟等が愛教大に在学の場合は学籍番号を記入	令和8年度の学年(通学別)	授業料免除額	住民税	
本人	愛教 花子	24	国立 愛知教育大学大学院			2年(自宅(自宅外))	千円	課・非	
弟	愛教 学	19	国立 静岡大学			1年(自宅(自宅外))	535	千円	
姉	愛教 知子	26	国立 愛知教育大学大学 (224D***)			2年(自宅(自宅外))	133	千円	
			立			年(自宅・自宅外)	千円		

公的年金、個人年金、公的手当等について、税金等控除前の金額を記入

自営業等「申請のしおり」で給与所得以外の所得として区分されるもののうち、臨時所得以外について、金額を記入

(4) その他の収入 ※家族に確認のうえ、家族全員分のものを合算して記入してください。			
臨時所得	退職金	保険金	960 千円
雑所得	養育費	利子・配当	540 千円
	資産売却	山林所得・その他	
	家賃等	内職・その他	
	養育費	家賃収入	
(5) 奨学金関係 (本人のみ) ※日本学生支援機構等の奨学金については記入不要。			
給付型奨学金	区 分	給付期間	月 額 年 額
名称 ()	給付のみ	～	千円 千円

必要経費が発生する者については、必要経費を除いた金額を記載し、支払金額や必要経費等が確認できる資料を添付してください。臨時所得については、令和8年4月以降の分について記入してください。

III その他	
(1) 身体障害者関係	(2) 原爆被爆関係
本人との続柄 (父) 番号 (*****)	本人との続柄 () 番号 ()
本人との続柄 () 番号 ()	
(3) 長期療養費関係	本人との続柄 (祖父) 申告書 ☐ 有 ☒ 無 医療費の額 (86 千円)
(4) 家計支持者の別居	本人との続柄 (父) 理由 (単身赴任) 別居にかかる経費 (600 千円)
(5) 災害等	被災年月日: 年 月 日 被災状況を裏面に詳細に記載してください。

単身赴任で別居にかかる経費がある場合の控除額の上限は71万円です。

IV 申請者の状況	
(1) 休学や留学の履歴がある場合は記入してください。	
年 月 日 ～ 年 月 日	理由: 病気・通院障害のため 等
年 月 日 ～ 年 月 日	理由: 派遣留学: ドイツ フライブルク大学
(2) 高校卒業後の学歴及び職歴について記入。	
2022 年 3 月 (静岡県立〇〇) 高等学校卒業	年 月
2022 年 4 月 愛知教育大学入学	年 月

履歴がある場合は必ず記入してください。休学の理由や、留学については私費留学か派遣留学の違いについても記入してください。

【記入上の注意等】

- ・【申請区分】入学料免除又は徴収猶予を申請している場合は必ずチェックしてください。
- ・千円単位の金額を記入する場合は、千円未満を切り捨てて、記入してください。

I 学籍情報	・本人及び家族住所は、実際に居住している住所を記入してください。 (大学に登録してある住所が調書と異なっている場合は、必ず教務企画課で変更しておいてください。) ・学生寮の入居者は、原則、寄宿料免除を併せて申請してください。特別な理由で、寄宿料免除しないを選択する場合は()に理由を記載してください。
II 家族及び収入状況	・同居している家族全員について、記入してください。(住民票が別世帯となっている場合も、同居していれば同一生計とみなします) ・家族の職業欄は、会社員・公務員・教員・講師・パート・アルバイト・農業・自営業・専従者・保険外交員等、具体的に記入してください。 ・就職年月日は、契約社員等で毎年又は数年ごとに契約が更新される場合も、最初に採用された年月日を記載してください。 ・給与所得者は【給与収入/年】欄に、源泉徴収票の「支払金額」の額を記入してください。 ・自営業で給与所得者ではない場合、【所得(自営等)/年】欄に、確定申告書の「所得金額」の額を記入してください。 ・年金受給者は【給与収入/年】欄に、受給額を記入してください。 (年金受給者は、年金振込通知書のコピーを提出してください。) ・複数の収入(パートと年金等)がある場合は、それぞれの収入がわかるように記入してください。 ・調書提出時に受験等のため未定の場合は、就学者の欄に氏名・年齢まで記入し、決定後学校名等を追加で記入及び在学証明書を提出してください。 ・就学者の在学証明書は4月以降の進学、進級後の学年のものを提出してください。 (就学者の兄弟姉妹が、国立学校に在学している場合は、大学指定の様式をHPからダウンロードして、各学校で証明してもらってください。) ・中学校以下の就学者については、在学証明書は必要ありません。 ・授業料免除申請の臨時所得は、恒常的に発生しない収入で、令和8年4月1日以降の収入に関して記入してください。 (入学料免除申請の場合の臨時所得は令和8年4月1日以降の収入に関して記入してください。) ・奨学金関係について、給付型(返還不要)の奨学金をもらっている場合に、記入してください。 (日本学生支援機構の奨学金については、記入不要です。)
III その他	・単身赴任で別居にかかる経費がある場合の控除額の上限は71万円です。

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

授業料免除提出書類確認票(令和8年度後期申請用)

※提出する書類にチェックしてください。(太線枠内は大学で記入します。)

提出書類名	本人チェック欄		大学 チェック 欄	メ モ
	前期提出 したもの	後期提出 するもの		
後期授業料免除申請に係る申告書				
授業料免除申請書				
「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書				
申請の調書				
令和8年度所得(課税・非課税)証明書(コピー不可) ※収入額, 所得額, 課税額(市県民税)のわかるもの				表示が****は不可
※次年度の前期申請時に同じものを提出していただきます。申請予定の場合は必ずコピーをとっておいてください。 次年度にコピーの提出がない場合は再度原本を取得していただきます。				
給与所得の源泉徴収票				
確定申告書(第一表, 第二表)				
市区町村・県民税申告書				
給与等支給(見込)証明書				
給与所得以外の所得(見込)申立書				
退職に関する証明書(申立書)				
退職金支給額が確認できるもの				
無職無収入の申告書				
世帯状況等申立書				
在学状況等証明書				
年金等に関する申立書				
年金振込通知書				
雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)				
傷病手当金支給決定通知書				
育児休業給付金支給決定通知書				
生活保護受給証明書				
戸籍抄本又は謄本				
住民票又は居住地が確認できるもの(前回申請時に同一生計だった家族が別居のため別生計となった場合)				
長期療養申告書				
病院等の領収書				
身体障害者手帳 等				
保険金等の支払い通知				
給付型奨学金の奨学生証				
福祉手当支給通知書(遺児(県・市)・児童)コピー				
主たる家計支持者の別居により必要とする経費の申立書				
別居用に特別に支出している金額の証明				
単身赴任の費用が確認できる領収書 等				
罹災証明書				
修理費等の領収書				
被爆者手帳				
申立書				

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

給 与 等 支 給 (見 込) 証 明 書

以下は給与等の支払責任者か、それに代わる方が証明してください。

① 給与の支払いを受けている方の氏名			
② 採用年月日	年 月 日 ※上記の年月日より ☐ 新規採用 ☐ 雇用形態の変更 退職後に再雇用された場合や、雇用形態の変更があった場合は、最新の雇用日について記入してください		
③ 雇用区分	☐ 正職員 ☐ パート職員 ☐ アルバイト ☐ その他()		
④ 税法上の所得の区分	☐ 給 与 ☐ 給与以外(雑所得相当)		
⑤ 最近3ヶ月の各月の総支給(予定)額	・控除前の金額で通勤手当(非課税)・賞与を除いた金額を記入してください。 ・3ヶ月の支払実績が無い場合は、支給予定額(見込み)を含めて3ヶ月分を記入してください。		
	支払月: 月	支払月: 月	支払月: 月
	円	円	円
⑥ 3ヶ月の平均支給額	(合計) _____ 円 ÷ 3 = (平均) _____ 円 (1円未満切り捨て)		
⑦ 賞与支給(予定)	(年間 ヶ月分) ☐ 支給無 ☐ 支給有 年間 _____ 円 (未定)※賞与はあるが金額等未定の場合は未定に○を付してください		
①～⑦について、上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 給与等支払責任者 事業所名 ※1 職名及び氏名 連絡先電話番号			

※1. 証明者が自署してください。印字・ゴム印使用の場合は、給与等支払責任者の押印が必要となります。

-----以下、年間収入予定額を申請者が記入してください-----

算出方法 (上記の証明をもとに、下記の該当する計算式で年間の収入予定額を計算してください。) なお、月の途中からの採用、勤務日数、時間数が通常より少ないなどの理由で、他の月額との差が大きい月がある場合は、通常勤務の2ヶ月の平均額により計算してください。			
⑦支給無の場合	⑥の(平均)	円 × 12月 =	円
⑦支給有で年間〇ヶ月分の場合	⑥の(平均)	円 × (12月 + 賞与〇月) =	円
⑦支給有で年間〇円分の場合	⑥の(平均)	円 × 12月 + 賞与〇円 =	円
⑦支給有で未定の場合	⑥の(平均)	円 × 15月 =	円

※令和7年1月2日以降に採用となった勤務先が2カ所以上ある場合は、この様式をコピーして使用してください。

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

給与所得以外の所得(見込)申立書

令和7年1月以降に開業や転業をした方や、確定申告内訳や市民税県民税の申告をしていない自営業の方等は、以下の内容を記入し、提出してください。

開業・転業 年月日	年 月 日
事業の内容	☐ 営業 () ☐ 農業 ☐ その他 () ※ () 内には、具体的な事業内容を記入してください。

最近3ヶ月の収入(所得)状況

月 別	①収入金額 (円)	②必要経費 (円)	① - ② (円)
月			
月			
月			
合 計			③

専従者がある場合は記入してください。同一生計の場合は、「給与等支給(見込)証明書」も併せて提出してください。

氏 名	続 柄	従事開始年月日	備 考

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

氏名 (自署)

申請者(学生)との続柄 ()

-----以下、申請者記入欄-----

算出方法
(上記の内容をもとに、下記の該当する計算式で年間の収入額を計算してください。)

③の金額

円 ÷ 3 × 12月

=

円

(3ヶ月の平均 1円未満切り捨て)

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

世 帯 状 況 等 申 立 書

下記（世帯状況、遺族年金受給状況、児童扶養手当受給状況、児童手当受給状況、その他の公的手当受給状況、親戚等の援助状況など）について、相違ないことを申し立てます。

死別の場合 ☐ 父 ☐ 母	遺族年金受給の有無	最新の年金振込通知書(写)等に基づき年額を計算してください。 ☐ 有 (年金支払額)_____円×(年間振込回数)_____回=(年額)_____円 ※年金支払額とは、介護保険料、所得税(源泉徴収税)等を控除する前の金額です。
		☐ 無 (理由: _____)
生別の場合 ☐ 父 ☐ 母 ※元々籍が入っていない場合は、生別として扱ってください。	父又は母から養育費等の受領の有無	年間の援助額を計算してください。 ☐ 有 (続柄)_____ (氏名)_____ より受領している。 (月額)_____円 × 12ヶ月 =(年額)_____円
		☐ 無
児童扶養手当受給の有無	申請時現在の支給通知書等(写)を提出してください。 ☐ 有 (月額)_____円 × _____月 =(年額)_____円	
	☐ 無 (理由: _____)	
遺児手当受給の有無	申請時現在の支給通知書等(写)を提出してください。 ☐ 有 (月額)_____円 × _____月 =(年額)_____円	
	☐ 無 (理由: _____)	
児童手当受給の有無	申請時現在の支給通知書等(写)を提出してください。 ☐ 有 (月額)_____円 × _____月 =(年額)_____円	
	☐ 無 (理由: _____)	
その他の手当受給の有無 (_____)	申請時現在の支給通知書等(写)を提出してください。 ☐ 有 (月額)_____円 × _____月 =(年額)_____円	
	☐ 無 (理由: _____)	
親戚・知人からの援助の有無	年間の援助額を計算してください。 (一括で受領している場合は、年額のみ記入し、余白にわかるように説明してください。) ☐ 有 (続柄)_____ (氏名)_____ より援助がある。 (月額)_____円 × _____月 =(年額)_____円	
	☐ 無	
備 考		

※年額は今後1年間の見込みで記入してください。1年以内に受給期間が満了する場合は、備考にその旨を記載してください。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

家計支持者氏名

(自署)

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

年金等に関する申立書

※60歳以上の家族や障害者の家族がいる場合は、必ず提出してください。

申請者の家族で同一生計者のうち、年金・恩給の受給に関して以下のとおり申し立てます。

令和8年10月1日現在の年金等の受給について

- ☐ 受給しています。 →①を記入。
- ☐ 受給していません。 →②を記入。(母子父子世帯の遺族年金以外について記入)

①受給している年金を全て記入してください。
(母子父子世帯で、「世帯状況等申立書」に記入した遺族年金は、こちらには記入不要です。)

受給者氏名	続柄	年金の種類	最近の振込金額	年間 支給回数	年間受給額	備考
			円	回	円	
			円	回	円	
			円	回	円	
			円	回	円	
			円	回	円	
			円	回	円	

【記入上の注意事項】

- 同一の者が複数の年金を受給している場合は、すべての年金について行を分けて記入してください。
※同一の受給者で複数行に記載のある場合は、備考に受給者ごとの合計金額を記入してください。
- 年金の種類には、国民年金・厚生年金・共済年金・遺族年金・障害年金・農業者年金・企業年金・恩給等を記入してください。
- 申告された金額を確認するための、年金振込通知書を提出してください。
- 年間受給額は今後1年間の受給金額(予定も含む)を記入してください。

②同一生計者の中で受給がない場合は、以下の該当項目に☑してください。

受給をしていない者の氏名(

☐ 公的な年金は受給していません。(□受給資格に満たないから □受給開始を先に延ばしているから)
☐ 遺族年金を受給していません。
☐ 障害年金を受給していません。
☐ 現在受給手続き中のため、受給していません。(わかれば記入: 月頃受給予定)

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

家計支持者氏名

(自署)

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

退職に関する証明書(申立書)

※提出前に必ずコピーを保管してください。次回以降の申請でも提出が必要な場合があります。

以下は、雇用者か、それに代わる責任者が記入してください。(下記の内容を含んでいれば各事業所の様式の証明書でも代用可能です。)
上記によりがたい場合は、退職した本人が自分で必要事項を記入し、申告してください。

退職した方の氏名	
退職年月日	年 月 日
退職金支給の有無	☐ 有 支給額： _____円 (うち税金 _____円) 支給年月日： _____年 _____月 _____日 ☐ 無
雇用保険制度	失業手当の受給資格について選択してください。 ☐ 該当 ☐ 非該当
備 考	

上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

※1 給与支払責任者

連絡先電話番号

※1. 証明者が自署してください。印字・ゴム印使用の場合は、給与支払責任者の押印が必要となります。

※事業所の証明が得られない場合は、上記の枠内を記入し、下記に退職者本人が署名(自署)してください。
※退職金が支給された場合は、支給額が確認できるものを提出してください。

年 月 日

申立人(退職者)氏名 (自署)

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

無 職 無 収 入 の 申 告 書

雇用保険（失業手当）受給中の方，及び60歳以上の方は提出する必要はありません。
 上記に該当する場合でも，アルバイト収入がある場合は無職とはなりません。収入に関する書類を提出してください。

無職の方の氏名	申請者との続柄（ ）
生年月日(年齢)	年 月 日 生（ 歳） 年齢は前期申請は4月1日，後期申請は10月1日時点の年齢を記入してください。
無職無収入の状況	■失職の場合 （①②の両方を記入してください。） ①失職の年月日（ 年 月 日） ②雇用保険の状況 ☐ 非該当 ☐ 申請予定（ 年 月 日頃） 受給者証が発行され次第，コピーを提出してください。 ☐ 申請予定なし（備考欄に理由を記入） ☐ 申請中（受給待機中） ☐ 受給終了（ 年 月 日） 確認のため受給者証のコピーを添付してください。 ■その他の場合 年 月 日～ _____のため
備考 今後の就業の見通し， 雇用保険の未申請理由等	

※対象者が複数の場合，この様式をコピーして対象者毎に申告してください。

上記のとおり申告します。

年 月 日

家計支持者氏名

（自署）

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

在学状況等証明書

申請者氏名

学 校 名

学年

このたび、愛知教育大学在学中の兄弟姉妹(年 氏名)が
入学料・授業料免除の申請をするため、下記について該当事項を証明願います。

(□内は該当のものに☑を記入してください。)

記

1. 学校設置区分

設置区分	☐ 国 立	☐ 公 立	☐ 私 立
------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

2. 通学区分

通学区分	☐ 自 宅	☐ 自 宅 外
------	------------------------------	--------------------------------

3. 専修学校課程区分(専門学校の場合)

課程区分	☐ 一般課程	☐ 高等課程	☐ 専門課程
------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

4. 授業料免除関係(国立学校在籍者のみ)

授業料年額	円		
令和7年度授業料免除実施状況(実際に免除した金額を証明してください。)			
前期分	☐ 免除あり 免除額 円	後期分	☐ 免除あり 免除額 円
	☐ 免除なし		☐ 免除なし

☐ 本年度入学のため、該当なし

(本年度入学の場合でも、令和7年度に国立大学に在籍していた場合は、在籍していた学校で免除実施状況を証明してもらってください。)

上記のとおり証明します。

年 月 日
(前期は4月1日以降、後期は10月1日以降の証明日としてください。ただし、基準日に在学していることが確実であれば、3月や9月の日付でもかまいません。)

学校名

証明者職名・氏名

※証明者は実務担当者の氏名で構いません。

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

長期療養申告書

長期療養者の医療費等の特別控除を希望する場合は、「申請の調書」の該当欄に必要事項を記入してください。長期療養中の病気以外の領収書は控除の対象になりません。

療養者氏名	(申請者との関係)
傷病名	
療養期間	年 月 日 ~ 現在

療養費内訳 (円)

診療月 介護サービス 利用月	①医療費 (自己負担額)	医療費の 自己負担限度額 (注意5参照)	②介護サービス費 (自己負担額)	介護サービス費の 自己負担限度額 (注意5参照)	控除対象額
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
合 計					

(注意)

1. 上記に記入して領収書(写)を添付してください。氏名、日付、金額が不鮮明なものは受付できません。

2. 領収書(写)は、月毎にまとめてA4サイズの用紙に貼り付けし、合計金額を記入してください。重ねて貼り付ける場合は、内容が確認できるように少しずつずらして貼ってください。

3. 対象は、申請時現在療養中で6ヶ月以上の療養期間を要する場合に、免除申請期基準日から遡及して1年間分です。

前期分申請：令和7年4月～令和8年3月診療分

後期分申請：令和7年10月～令和8年9月診療分

(介護サービスの利用費用についても同様です)

4. 控除の対象になる費目は次のとおりです。

ア. 医師又は歯科医師への診療・治療費(保険適用分のみ)

イ. 病院、診療所への入院費用(保険適用分のみ。ただし食事療養費は除きます。)

ウ. 按摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる治療費(保険適用分のみ)

エ. 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む。)

オ. 治療又は療養のための医薬品等(診療が確認できるもので、保険適用分のみ)

カ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人が、サービスを利用した場合の自己負担額(食事代や税法上の控除対象とならないもの、用具の貸与費用は除きます。)

5. 各月毎の医療費や介護サービス費等が自己負担限度額を超えた場合は、高額医療費や高額介護サービス費等として健康保険等へ請求されたものとして取り扱いますので、各月毎の自己負担限度額を記入してください。

自己負担限度額に記入が無い場合

以下の金額を月毎の自己負担限度額として計算します。

医療費：44,400円(非課税世帯は24,600円)

介護サービス費：37,200円(非課税世帯は24,600円)

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

主たる家計支持者の別居により必要とする経費の申立書

下記のとおり申し立てます。（主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合）

別居者の氏名 及び住所	別居者：
	住 所：

経費の内訳（最近3カ月分の金額を記入してください。）

（円）

支出年月	電気料金	ガス料金	水道料金	住居費	その他	合計
年 月						
年 月						
年 月						
計						
年間必要経費	（合計） _____ ÷ 3 × 12 = _____ 円 （1円未満切り捨て）					

注意事項

1. 経費は、別居のため特別に支出している金額（原則として住居費・光熱水費の実費）とします。
2. 金額は、最新3カ月分の支出金額を基礎として1年間の必要経費を算出してください。
3. 勤務先が負担している費用については経費として算入しません。
4. 経費の領収書等をA4サイズの用紙に貼り付けし、提出してください。
5. 水道料金は、請求料金を2で割った金額を1カ月分の料金として記入してください。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

家計支持者氏名

（自署）

